

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	川越市大字石田本郷字柳原町 一〇〇〇番一地从り同市大 字石田本郷字柳原町九九九番	区 間
九・三〇〃 一一二・二二二	六・七九〃 九・三〇	敷地の幅員 (メートル)
二一・七五		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考